

取組確認シート2 「条例に規定された事項を推進するための取組」及び「取組の状況」

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	令和3年度に改善策として記載された内容	令和3年度課題の改善策の結果	令和4年度に実施した取組	課題	改善策
P22	第7条	事業者の責務	1		良好な自然環境や社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課 (行政総務課)					
P22	第7条	事業者の責務	2		地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との調和を図る事業者の自治活動への取組を支援（取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など）します。	全ての課 (行政総務課)					
P23	第8条	議会の責務	3	充実した討議の推進	茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式（選択制）を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進します。 また、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組）、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進します。	議会事務局	重複質問の調整の実績を踏まえ、改善が必要な場合は、適宜検討を行います。	仮通告制度の導入により、重複質問調整が従来よりも容易になりました。	令和3年度に引き続き、一般質問において、一問一答方式がより適切な運用となるよう適宜協議の場を設け、改めて議員間の認識の共通化を図りました。 また、仮通告制度の導入により重複質問の調整が容易になったことで、重層的な質問の更なる推進を図りました。 政策討議については、常任委員会ごとに設定したテーマに沿って、調査研究や委員間討議などを行い、最終的に本市議会から市長に政策提言書を提出しました。		
P23	第8条	議会の責務	4	議会の権能の適切な行使の推進	条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実を図ります。 また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。	議会事務局	議員の意向も踏まえつつ、コロナ禍においても実施可能な手法も視野に入れ、議員研修の内容及び実施手法を検討します。	議員の意向により、議員研修の実施を見送りましたが、次年度以降については、コロナ禍においても実施可能な手法も視野に入れ、議員研修の内容及び実施手法を検討する必要があります。	コロナ禍の中、感染症対策をしっかりと講じた上で、2年ぶりに議員研修会を行いました。また、オンラインによる研修についても積極的に議員に周知を行いました。 また、限られた予算の中で、近年クローズアップされているDXやICTに関する書籍を購入するなど議会図書室の充実を図りました。 なお、継続的な政策討議の取り組みについては、充実した討議の推進に記載したとおりです。	限られた予算の中で、議会に付与された権能を適切に行使するため、議会事務局の機能の充実を図る必要があります。	議員の意向も踏まえつつ、限られた予算の中で優先順位を定め、取り組む必要があります。
P23	第8条	議会の責務	5	市民参加の推進 (※別シート①)	茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的に開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。 また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。	議会事務局	意見交換会は対面での実施を想定しているため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります が、感染状況を見極めたくうえで、できる限り安全に開催できるように感染症対策を講じるとともに市民への分かりやすい情報発信に努めます。	コロナ禍の中、感染症対策をしっかりと講じた上で、対面方式で意見交換会（アロハトーク）を実施しました。 また、幅広い市民への参加を促すため広報紙、デジタルサイネージ、ホームページなど様々な媒体を通じ、情報発信を行いました。 請願・陳情の審査にあたっては、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けて市民参加の推進を図りました。	意見交換会については、手法をワールドカフェ方式に変更することで、より市民の方が意見交換しやすい環境の構築を行いました。また、幅広い市民の方に参加いただけるように情報発信等も含め、取り組んでいくことが課題となっております。	幅広い市民の方に参加いただけるように、まずは市民の方々に知っていただくように、情報発信の手法について、検討を行います。	
P23	第8条	議会の責務	6	広報・広聴活動の推進 (※別シート①)	議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。	議会事務局			紙媒体の取組みとしては、年に4回の定例会毎に議会だよりを発行して定例会での審議内容や議会に関する情報を広く市民に広報しました。 電子媒体では、本会議・委員会のインターネット中継及び録画配信を行ったほか、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を利用して情報発信に努めました。 議会報告会については、対面で実施する代替手段として、茅ヶ崎市議会YouTubeチャンネルを活用し、議会報告に関する動画をWEB配信しました。	次年度以降は、議会だよりがタブロイド版に変更となることから、様々な調整が必要になります。	改善が必要な場合は、適宜検討を行います。
P25	第10条	市長の責務	7	地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。	秘書広報課			対面や書面等の様々な機会等を捉えて、市の考え方を伝えるとともに、地域の課題等の把握に努めました。		
P25	第10条	市長の責務	8	市長会その他都市関係会議等への参加	地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。	秘書広報課			市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。		
P25	第10条	市長の責務	9	透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。	秘書広報課			市長の日々の動向は、日ごとに市ホームページと神奈川新聞に掲載しており、交際費の支出状況は、月ごとに市ホームページ上で公開いたしました。また、自己の保有する資産等を「茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例」に基づき定められた時期に公開いたしました。		
P25	第10条	市長の責務	10	特定の政策課題についての調査研究及び調整	緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。	総合政策課 (企画経営課)	様々な状況に対応するため、平時より、先進事例等を参考とした様々な政策の立案を促進します。	先進自治体の事例を参考にしながら本市に必要な政策に落とし込み、政策を実行しました。	新型コロナウイルス感染症対策に関して、コロナ禍を乗り越えるまでのフェーズを意識し、庁内調整を行い、必要な取組みに優先順位を付け、政策を推進しました。また、コロナ禍によるエネルギー・食料品等価格高騰対策に関して、生活者支援・事業者支援の双方の視点から庁内調整を行い、効果的な取組みを推進しました。 デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について、先進事例を参考するとともに、庁内調整を行い、都市づくり情報プラットフォームの構築や障がい者支援アプリ等の取組みを実施しました。	緊急性、重要性が高い政策課題については、即応性が求められるため、短い期間で政策を立案し実施する必要があります。	様々な状況に対応するため、平時より、先進事例等を参考とした様々な政策の立案を促進します。

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	令和3年度に改善策として記載された内容	令和3年度課題の改善策の結果	令和4年度に実施した取組	課題	改善策	
P25	第10条	市長の責務	11	職員の育成 (※別シート②)	地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。	職員課	オンラインでの研修も実施しながら各階層に求められる知識やスキルの習得を目指した研修を実施します。	オンラインの研修を一部導入しました。	令和5年3月に「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」を改定しました。	改定後の人材育成基本方針の職員への浸透、改定後の人材育成基本方針を踏まえた各種人事制度等の見直し、職員の資質向上に向けた学び(直し)の機会の拡大が必要です。	各階層別研修において人材育成基本方針の内容を説明するとともに、人事評価制度の見直し、職員のキャリア形成に関する意向を踏まえた配置管理、研修カリキュラムの見直し、必要な研修を必要なタイミングで受講できる環境整備に取り組みます。また、各所属での人材育成を着実に推進するため、課長職の人材マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、担当者による管理職のマネジメント点検を実施します。	
P25	第10条	市長の責務	12	施政方針の公表	行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度(新たな年度が始まる前)公表します。 * 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの	総合政策課 (企画経営課)	より広く市民に周知するための広報手法を検討してまいります。	市民への広報手法を検討した結果、市ホームページや広報紙への掲載と各施設での配架が適していると判断し実施しました。	令和5年度施政方針を策定し、令和5年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。	施政方針の内容について、わかりやすく市民にお知らせする必要があります。	市ホームページや広報紙への掲載等において、市民が理解しやすい内容となるよう工夫します。	
P27	第11条	職員の責務	13	自治基本条例の職員への周知 (※別シート③)	職員が自治基本条例を遵守し、条例ののっとり取組ができるよう、職員に対する研修を行います。	行政総務課	OJTなどを通じ研修で得た知識を実践に生かせるようにします。	階層別研修実施の際に、学んだ知識を実務に活かすことを伝えました。	令和4年4月及び10月に新採用研修を、令和5年2月に監督職研修を、令和4年7月及び令和5年3月に実務担当者を実施しました。また、全課かいてに自治基本条例に関する通知を年間を通して継続的に発出することで、職員の意識啓発を図りました。	職員に自治基本条例が浸透するよう、継続的な意識啓発が必要です。	職員に自治基本条例がより浸透するよう、効果的な手法の検討を行い、実行します。	
P27	第11条	職員の責務	14	服務の宣誓	地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。	職員課			新規採用の職員全員が採用時に宣誓書を提出しました。	日々の業務遂行において宣誓内容を意識しながら業務にあたる必要があります。	宣誓書の提出と合わせ、写しを本人に配付します。	
P27	第11条	職員の責務	15	職員の自己啓発に対する支援 (※別シート③)	職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。	職員課	職員が自ら学ぶことのできる学習機会の拡大を図ります。	オンラインでの研修を本格導入(YouTubeでの研修動画の配信開始)することで、いつでも視聴できる環境を整備しました。また、採用10年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、主査級職員を対象とした職場での学び合いを促進するOJT研修を実施するとともに、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会や市町村アカデミーの研修等に派遣した職員を講師とした庁内研修を実施しました。	オンラインでの研修を本格導入(YouTubeでの研修動画の配信開始)することで、いつでも視聴できる環境を整備しました。また、採用10年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、主査級職員を対象とした職場での学び合いを促進するOJT研修を実施するとともに、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会や市町村アカデミーの研修等に派遣した職員を講師とした庁内研修を実施しました。	職員のスキルアップを効果的に実施するため、職員同士で学び合う職場環境づくりを引き続き進める必要があります。また、職員の自発的な成長を促すため、職員のキャリア形成意識を高める必要があります。	より効果的に職員の成長につながるよう人事評価制度を見直します。また、人事評価面談の充実、人事異動に関する意向調査の改善等により、職員が自身のキャリアに対する考える機会をより創出します。	
P27	第11条	職員の責務	16	学習する風土づくりの推進	職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。	職員課	各職場でのOJT(職場内研修)の推進をします。	職場研修の手引きを周知するとともに、主査級職員を対象としたOJT研修や新採用職場指導員向けの研修を実施することで職場内研修を推進しました。	各所属における学び合いを促進するため、新採用職員に対する職場指導員の任命や、各所属においてOJTの中心的役割を担う主査級職員へのOJT研修の実施、管理監督職向けのマネジメント研修を実施することで、OJT(職場内研修)の実施を推進しました。	人材育成を組織全体で効果的に進めるため、職員の人材育成に対する意識を向上させる必要があります。	所属長による人材マネジメントの強化、人事評価との連動を図ることで、各所属における各所属における人材育成の取組を強化します。	
P27	第11条	職員の責務	17	部局横断的な検討組織	地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。	全ての課 (行政総務課)						
P31	第13条	説明責任	18	情報公開制度の適正な運用 (※別シート④)	市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。	行政総務課	情報公開請求について、行政文書の適正な作成及び管理を踏まえた研修を実施し、職員への意識啓発を図ります。	行政文書の管理と情報公開請求の関係について、文書法務課等と合同で研修を実施し、職員の意識啓発を図りました。	情報公開請求を受ける際、請求者が知りたい情報は何かを丁寧に聞き取り、文書の特定を行いました。また、情報公開条例に基づく公開、非公開の判断について、庁内統一的な運用ができるよう、文書保有課と調整を行い、判断が難しいものについては、他市町村の答申や判例を検索し、対応しました。文書法務課及び文化生涯学習課と合同実施した研修で、行政文書公開請求に関する研修を実施しました。	公開、非公開の判断について、庁内統一的な運用のための仕組みが必要です。	判断事例集を作成し、共有することで、庁内統一的な運用ができるようになります。	
P31	第13条	説明責任	19	特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。	文化推進課 (文化生涯学習課)	市民の利用を促進するための周知を図ります。	市民等による特定歴史公文書等の利用請求がありました。	市民の利用に供するため、目録の整備及び公開をすすめました。また、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施しました。	市民の利用を図ることで、市民の利用を図ることで、市民の利用を促進するための周知を図ります。	市民の利用を促進するための周知を図ります。	
P31	第13条	説明責任	20	パブリックコメント手続きの実施 (※別シート④)	条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。	市民自治推進課			条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表しました。			
P33	第14条	情報共有	21	市政情報の公表及び提供 (※別シート⑥)	茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。	行政総務課	計画の策定や変更、条例の改廃等の情報を把握し、担当課と公表一覧表に掲載する時期について事前に協議を行います。	計画の策定や変更、条例の改廃等の情報を把握し、担当課と公表一覧表に掲載する時期について事前に協議を行いました。	「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、「市政情報公表一覧表」を年4回公表しました。	「市政情報公表一覧表」に掲載すべき情報に洩れないよう、情報の把握が必要で、引き続き、関係課との情報共有を図ります。	引き続き、関係課との情報共有を図ります。	
P33	第14条	情報共有	22	市政情報コーナーの充実	市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。	行政総務課	市政情報コーナーの利便性を高めるため、行政資料を発行したときは市政情報コーナーで配架していただくことについて、周知を図ります。	市政情報コーナーで配架が必要だと思う資料等について、各課かいと調整を行いました。	市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう目録を作成し、資料や棚を色で分類する等、分かりやすい配架に努めました。また、専属の職員を配置し、市民からの各種問い合わせに対応しました。	資料の電子化が進む中、市政情報コーナーの資料の在り方についても検討が必要です。	関係課と協議し、将来的な市政情報コーナーの在り方について検討を行います。	
P33	第14条	情報共有	23	広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体などの使い分けを意識するよう努めます。	広報シティプロモーション課 (秘書広報課)	情報感度を高め、ニーズの把握に努めるとともに、受け手に合わせた適切な媒体での発信に取り組みます。	新型コロナ関連の情報等、担当課かいと連携しつつ、受け手に合わせた適切な発信を実施しました。	受け手のニーズに合わせてきめ細かい情報発信が可能になるよう、LINEのセグメント配信を導入し運用を開始しました。	各広報媒体の活性化(利用者の増加、定期的な発信等)を図ります。	適切な周知、庁内の情報発信の支援を行います。	

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	令和3年度に改善策として記載された内容	令和3年度課題の改善策の結果	令和4年度に実施した取組	課題	改善策
P33	第14条	情報共有	24	附属機関等の会議の公開 (※別シート⑤)	市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合を除き、附属機関等の会議を公開します。	行政総務課	開催方法が変更になった場合は、即時に公表内容を変更するとともに、変更した旨を併記し、変更となったことを分かりやすく情報提供するよう努めます。	開催方法が変更になった場合は、変更した旨を併記し、変更となったことを分かりやすく情報提供しました。	自治基本条例第14条第3号及び茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、会議を公開しました。市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるように、市ホームページ等で会議の開催日時等を公開し、市民からの問い合わせ等でも、会議資料及び委員からの意見等について市ホームページ等で公開をしました。	WEB会議について、公開会議のみ開催可能としており、茅ヶ崎市情報公開条例第20条各号の規定に基づき、非公開・一部非公開とする会議は、WEB会議を開催できないことについて、検討する必要があります。	関係各課（総合政策課、デジタル推進課）と、今後の対応について協議します。
P35	第15条	情報の管理等	25	行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理	茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。	文書法務課・文化推進課（文化生涯学習課）	中止した研修の一部については令和4年に実施します。また、自己点検において達成割合が低かった項目について、達成割合を上げることができました。（文書法務課）関係課かいである、行政総務課・文書法務課と連携し、継続的な研修を実施します。（文化生涯学習課）	令和4年5月に令和3年度に中止した研修の一部を実施しました。また、自己点検において達成割合が低かった項目について、達成割合を上げることができました。（文書法務課）関係課かいである、行政総務課・文書法務課と連携し、継続的な研修を実施しました。（文化生涯学習課）	研修については対象者を変えて、6回（令和4年4月、5月、10月、令和5年2月、3月）実施しました。そのほか行政文書の保管状況の調査を行う（令和4年1月）とともに、行政文書の管理状況について自己点検を行いました（令和5年2月）。（文書法務課）職員研修や通知などを通して、庁内の周知を図り、適切な保存・利用をすすめました。（文化生涯学習課）	市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動について説明責任を果たせるようにするため、行政文書の適正な管理が必要とされます。（文書法務課）歴史公文書等の選別の醸成を図ることです。（文化生涯学習課）	行政文書の適正な管理をさらに推進するため、引き続き研修と自己点検を実施していきます。（文書法務課）関係課かいと連携し、継続的な研修や、通知等を実施していきます。（文化生涯学習課）
P35	第15条	情報の管理等	26	個人情報保護制度の適正な運用 (※別シート⑥)	個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。	行政総務課	職員研修や庁内通知により、職員への注意喚起を定期的に行い、職員の意識啓発を行います。	個人情報の取扱いや漏えい等の事故について、職員研修や庁内通知による職員への注意喚起を定期的に行いました。	令和4年4月及び10月に新採用研修を、令和5年2月に危機管理研修を、令和5年3月に個人情報保護法改正に係る説明会を実施しました。また、全課かい宛てに漏えい事故等に関する注意喚起通知を適宜発出することで、職員の意識啓発を図りました。	令和5年4月1日より本市の個人情報保護制度が法に基づき運用されることから、改めて個人情報保護について職員への意識付けが必要です。	法に基づく個人情報の取扱いについて、職員研修や庁内通知による職員への注意喚起や周知を定期的に行い、意識啓発を行います。
P35	第15条	情報の管理等	27	情報セキュリティ対策の充実	茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。	デジタル推進課（情報推進課）	最新のICTや情報セキュリティについての情報収集を常に行い、必要な対策を実施していきます。	最新のインシデント事例を踏まえ職員向けに動画研修を行い、セキュリティリテラシーの向上に努めました。	セキュリティ研修情報セキュリティ対策基準の改正し、更新するセキュリティ対策の充実を行いました。	日々更新される最新技術への対応が課題となります。	引き続き最新技術を調査研究を行ってまいります。
P37	第16条	市民参加	28	市民参加手続の適正な運用 (※別シート⑦)	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一した運用に努めます。	市民自治推進課		茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一した運用に努めました。	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一した運用に努めました。		
P37	第16条	市民参加	29	市民参加の推進・啓発	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。	市民自治推進課			茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図りました。また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の周知等に取り組みました。		
P39	第17条	政策法務	30	政策法務の推進	職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。	文書法務課	研修の開催方法等を工夫し、実施します。	令和4年9月、令和5年2月に研修を実施しました。	弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、法務研修会2回を開催しました。庁内における法律相談の事例を踏まえた内容とすることにより、実践的な政策法務能力の向上を図りました。	地域の課題解決のため、法令の適切な解釈及び運用並びに条例、規則等の立案が必要となることから、政策法務能力の向上が必要となります。	法務研修会を継続して実施し、汎用性の高い相談事例や課題解決に向けた考え方の庁内共有を図ります。
P39	第17条	政策法務	31	条例（案）、規則（案）等の審査	条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。	文書法務課			条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時適切に実施しました。（令和4年実績：条例45件、規則61件、告示3件、訓令10件）	市民からの信頼ある行政運営のためには、条例、規則等が適切なものである必要があります。	条例（案）、規則（案）等の審査を通じて、これらについて有効性、効率性、適法性、自治基本条例の趣旨との適合性等を確保します。
P40	第18条	総合計画等	32	総合計画の進行管理	令和3年度を期とする総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。	総合政策課（企画経営課）	策定を延期した前期実施計画を策定します。	将来の都市像及び政策目標を実現するために、重点戦略や施策目標の設定及び実施計画事業の位置づけを行い、令和5年度から7年度を計画期間とする実施計画2025（前期実施計画）を策定しました。	将来の都市像及び政策目標を実現するために、重点戦略や施策目標の設定及び実施計画事業の位置づけを行い、令和5年度から7年度を計画期間とする実施計画2025（前期実施計画）を策定しました。	実施計画2025は、前総合計画における実施計画と計画の体系、目標や指標の設定、事業の位置付け等が異なるため、新たに進行管理と評価の手法を検討する必要があります。	社会情勢の変化等に対応する実施計画と計画の体系、目標や指標の設定、（レビュー）等を通じて課題を整理し、進行管理及び評価の手法を整理します。
P40	第18条	総合計画等	33	総合計画の在り方に関する議論	平成23年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意識を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論していきます。	総合政策課（企画経営課）	総合計画審議会等の機会を的確に捉え、有識者や市民との双方向のコミュニケーションを重ねることで、本市にふさわしい総合計画の在り方を議論します。	実施計画2025（前期実施計画）の策定にあたり、総合計画審議会等の委員である有識者や市民との議論に加え、オープンハウス（展示型の自由意見提案会）やパブリックコメントで意見を収集しました。	実施計画2025（前期実施計画）の策定にあたり、総合計画審議会等の委員である有識者や市民との議論に加え、オープンハウス（展示型の自由意見提案会）やパブリックコメントで意見を収集しました。	人口減少や少子高齢化の進行等、社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していく必要があります。	総合計画審議会の機会等を活用して有識者の意見や市民意識を捉え、社会情勢に応じた総合計画の在り方について議論します。
P41	第19条	財政運営等	34	的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定するとともに、策定した財政見通しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。	財政課	引き続き、わかりやすい公表になるよう取り組みます。	これまで行ってきた広報紙やホームページでの財政状況の公表に加え、市民や議会の関心が高い令和3年度決算における実質収支の状況について公表を行いました。	令和5年度当初予算編成にあたっては、市民サービスのさらなる向上のため、茅ヶ崎市実施計画2025に位置づけた政策的な事業をひとつも多く予算化していくことを目指し、見積もることができる歳入についてはしっかりと見込んでいくとともに、それらの財源をしっかりと配分しました。	社会情勢の変化が早く、市民ニーズについても刻一刻と変化している現状にあつては、今後においてもより多くの政策的な事業を予算化していく必要があります。	財源に限りがある中で、より多くの政策的な事業に対して財源を配分するためには、経常的な経費の削減に向けた取り組みを引き続き進めていきます。
P42	第20条	行政評価	35	外部視点を取り入れた評価方法の検討	茅ヶ崎市総合計画（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。	総合政策課（企画経営課）	他市町村の優良事例などを調査・研究し、効果的な導入手法を検討します。	総合計画における行政評価について、国が所管する証拠に基づく政策立案（EBPM）の研究会等から知見を得て、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。	総合計画における行政評価について、国が所管する証拠に基づく政策立案（EBPM）の研究会等から知見を得て、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。	将来の都市像の実現に向け、外部評価を含めた効果的な行政評価手法の確立が求められています。	他市町村の優良事例などを調査・研究し、効果的な導入手法を検討します。
P42	第20条	行政評価	36	行政評価制度の適正な運用	茅ヶ崎市総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。	総合政策課（企画経営課）	国や県においても、EBPMに積極的に取り組むことを掲げていることから、引き続き具体的な知見の調査研究を行います。	証拠に基づく政策立案（EBPM）の知見を得るため、国が所管するEBPMの研究会に参加し、データ分析手法の調査研究を深めました。	証拠に基づく政策立案（EBPM）の知見を得るため、国が所管するEBPMの研究会に参加し、データ分析手法の調査研究を深めました。	評価の仕組みに、いかに効果的にEBPMの考え方を取り組んでいくかが課題であると認識しています。	国や県においても、EBPMに積極的に取り組むことを掲げていることから、引き続き具体的な知見の調査研究を行います。
P43	第21条	行政手続	37	行政手続制度の適正な運用	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。	文書法務課			申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを令和4年9月に実施しました。	適法かつ適当な処分、不利益処分及び行政指導のためには、審査基準、処分基準及び行政指導指針が法令の制定及び改廃、法令の解釈及び運用方針の変更、社会事情の変化等に対応したものとなっている必要があります。	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準及び行政指導指針について、随時見直しを行うとともに、引き続き毎年10月1日を基準日として見直しを行うこととします。
P44	第22条	苦情等への対応	38	陳情・要望・苦情等への対応 (※別シート⑧)	市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。	市民相談課	職員研修を実施し、制度の周知徹底と意識の向上を図りました。	新採用職員を対象として研修を実施し、制度の周知徹底を意識の向上を図りました。	苦情等対応制度ハンドブックについて、苦情の位置付け、わたしの提案や陳情・要望との違い等について記載を見直しました。	・苦情等の情報が担当課と市民相談課で個別管理になっています。 ・報告及び取りまとめに係る事務が煩雑になっています。	クラウドアプリを活用し、苦情等の情報一元管理について検討を進めます。

推進方針 掲載ページ	条文	規定内容	№	取組名	取組の内容	担当課	令和3年度に改善策として 記載された内容	令和3年度課題の改善策の結果	令和4年度に実施した取組	課題	改善策
P45	第23条	監査	39	適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表 (※別シート㉔)	定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。 監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。	監査事務局			定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、必要な監査を監査計画のとおりを実施しました。また、監査の結果を市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、監査結果のまとめとして9月に監査年報を作成し公表しました。		
P46	第24条	職員通報	40	職員通報制度の適正な運用 (※別シート㉕)	職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。	行政総務課			行政総務課及び外部相談窓口、6件の通報があり、内部通報委員会を開催するなど、適宜対応を行いました。	不当な行為（ハラスメント）に関する通報については、守秘義務の観点から、調査対象職員の休職歴などを行政総務課職員がシステムで確認できないため、聞き取り調査を行うにあたり、事前の情報入手が困難になっています。また、通報の調査結果により、是正措置が必要となった場合に、「処分」や「人事異動」などの是正措置を行う権限が行政総務課にはないため、解決手段を持たずに調査を行っている状況です。	不当な行為（ハラスメント）に関する通報については、事前に関係機関に相談済みの内容も多く、「処分」や「人事異動」などの是正措置を行う権限があり、休職歴などもシステムで確認できる職員課が所管する「ハラスメント要綱」で対応することが、効果的・効率的であると考え、職員課と協議を行います。
P47	第25条	コミュニティ	41	コミュニティの推進	各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	市民自治推進課			各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。		
P47	第25条	コミュニティ	42	コミュニティへの支援	コミュニティ活動に必要な設備の整備に係る費用の一部を支援します。	市民自治推進課			コミュニティ活動に必要な設備の整備に係る費用の一部を支援しました。		
P47	第25条	コミュニティ	43	自治会活動の支援	自治会活動が円滑に行われるように補助します。	市民自治推進課			自治会活動が円滑に行われるように補助等により支援しました。		
P48	第26条	協働	44	多様な主体との協働事業の推進 (※別シート㉖)	市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。	市民自治推進課・行政改革推進課（行政改革推進室）			市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行いました。  指定管理者制度導入施設について、モニタリングを実施し必要な改善を指定管理者に求める等の方法により、適切に事業が継続できるよう努めました。また、新規で制度を導入する予定の施設について、所管課と連携し必要な準備を進めました。（行政改革推進室）	公の施設について、指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上や経費の削減につながるものかどうか引き続き検証が必要です。（行政改革推進室）	制度の導入有無にかかわらず、指定管理者制度を導入することで住民サービスの向上や経費の削減につながるものかどうか引き続き検証を進め、個々の公の施設の管理運営のあり方を検討します。（行政改革推進室）
P49	第27条	市民活動の推進	45	市民活動団体の支援 (※別シート㉗)	市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。	市民自治推進課			市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行いました。		
P49	第27条	市民活動の推進	46	市民活動サポートセンターの管理運営	市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。	市民自治推進課			市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行いました。		
P49	第27条	市民活動の推進	47	市民活動推進補助事業の審査及び評価	附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。	市民自治推進課			附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行いました。		
P49	第27条	市民活動の推進	48	市民活動等災害補償制度の運用	市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。	市民自治推進課			市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行いました。		
P50	第28条	住民投票	49	住民投票制度の調査・研究	全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。	行政総務課			H30年に「住民投票制度に関する市の考え」をまとめ、本市の住民投票制度に関する検討については、一時中断することとしています。 他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について情報収集を行いました。		
P51	第29条	国等との連携・協力	50	国・県の施策・制度予算に関する要望	本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行っていきます。	総合政策課（企画経営課）	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。	本市の施策の推進と当面の課題解決に向けて、優先順位の高い要望を選定し、神奈川県市長会と連携して要望活動を行いました。	令和5年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和5年度国の施策及び予算に関する提言において7項目を要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項7項目を記載した要望書を提出しました。	国・県の所管部分における本市の課題を解決するために、国や県に対して要望を行う必要があります。	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。
P51	第29条	国等との連携・協力	51	湘南広域都市行政協議会との連携	藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。	総合政策課（企画経営課）	広域連携については、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひとつの手段として捉え、WEB会議システム等を活用しながら、広域連携を検討し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。	長引く新型コロナウイルスの影響により、一部の事業では中止または実施方法の変更を余儀なくされましたが、オンライン配信での講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	協議会内に設置された7つの専門部会と1つの分科会において、長引く新型コロナウイルスの影響により、一部の事業では中止または実施方法の変更を余儀なくされましたが、オンライン配信での講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	近隣市町と共通する地域課題等を効果的、効率的に解決するためには、近隣市町と連携して取り組む手法について、近隣市町とともに検討、協議する必要があります。	広域連携については、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひとつの手段として捉え、広域連携を検討し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。
P51	第29条	国等との連携・協力	52	県及び湘南地域との連携	県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見を交換します。	総合政策課（企画経営課）	5市3町のそれぞれの取り組みを協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となって、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。	首長懇談会において、5市3町がウィズ/アフターコロナにおける湘南地域の活性化について意見交換を行い、各市町の要望についての共有を図り、連携に向けた協議を行いました。	対面会議とオンライン会議のハイブリッド方式を採用した。県知事と湘南地域5市3町の首長による首長懇談会を実施し、ウィズ/アフターコロナにおける湘南地域の活性化についての意見交換、各市町の要望についての発言を行いました。	湘南地域5市3町は、人口規模や財政状況がさまざまな自治体で構成されており、抱える課題が多岐にわたることが、課題だと認識しています。	5市3町のそれぞれの取り組みを協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となって、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。

推進方針 掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	令和3年度に改善策として 記載された内容	令和3年度課題の改善策の結果	令和4年度に実施した取組	課題	改善策
P51	第29条	国等との連携・協力	53	寒川町との連携	住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。	総合政策課 (企画経営課)	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、寒川町との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書第2期の中間総括を行い、計画期間満了後の方向性を検討しました。寒川町と協議を行い、令和6年度以降は、本計画によって連携体制が整った事務事業に主眼を置いて連携事項の磨き上げや進行状況の把握を行い、新たな広域連携については、調査研究を進めるなかで連携事項が生じた段階で、必要に応じて計画策定の協議を行うこととなりました。	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画第2期に基づき、職員の人事交流や相互の情報発信、消防広域化に向けた準備、保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築、感染防止対策に取り組みながらの災害時を想定した合同訓練等を実施しました。また、第2期の中間総括を行いました。	本計画によって連携体制が整った事務事業について、効果的に推進していく必要があります。	事業部門ごとに連携の強化を進めることで、磨き上げや進行状況の把握を行い、事務事業の深化を図ります。
P51	第29条	国等との連携・協力	54	平塚市との連携	相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組みます。	総合政策課 (企画経営課)	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。	令和4年度推進事項について取組みを実施し、平塚市との広域連携を推進しました。	令和4年度は、相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、集合研修とオンライン研修のハイブリッド型の合同職員研修会を実施しました。合同防災訓練は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から訓練規模を縮小しての開催となったため、平塚市の参加は見送られました。なお、産業界との交流と連携推進及び観光事業の調査・研究における湘南ひらつかテクノロジーフェアは実施せず、商談形式のオンライン化移行等に伴い事業を終了することとなりました。	今後の「平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会」のあり方や連携の考え方について、整理すべき課題であると認識しています。	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。
P53	第30条	条例の検証等	55	自治基本条例の推進	自治を推進するための取組の進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の検証を行います。	行政総務課	各課かいの取組が比較しやすいよう、キーワードごとに取まとめる等、より見やすい方法での作成に努めた。毎年度の検証の結果から、課題を抽出し、次年度へ向け改善策を検討します。	自治基本条例を踏まえた取組については、継続的にPDCAサイクルにより業務改善を行っていきます。	各課かひにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振り返りや改善に繋げることを目的として、「推進方針」に掲げた「6つのキーワード」等及び「条文に規定された事項を推進するための取組」の令和4年度の取組状況の確認の準備を行いました。毎年度の取組は次の内部検証の資料とします。	自治基本条例を踏まえた各課の取組について、取組内容が多く、取りまとめの方法が課題です。	前年度回答を基に、回答を類型化し、選択式とするなどで、公表の際に見やすくまとめられるよう工夫します。